明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（農林水産三五）　一
○船舶設備規程等の一部を改正する省令（国土交通五三）　三
〔告　示〕
○農産物規格規程の一部を改正する件（農林水産七一〇）　四
○船舶における船内の騒音防止の措置を定める告示（国土交通六五四）　五
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一四（平成二十六）年一～三月期）（内閣府）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係
特殊法人等
公文書等の管理に関する株式会社日本政策金融公庫、プログラムの著作物に係る登録、西日本高速道路株式会社都市計画事業、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二六
地方公共団体
押収物還付関係　二七
会社その他
会社決算公告　三

省令

○農林水産省令第三十五号

農産物検査法（昭和二十六年法律第百四十四号）第二条第三項、第十七条第一項、第二項及び同項第二号並びに第四項第七号、第十九条第二項並びに第三十一条第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農産物検査法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年六月二日

農林水産大臣　林　芳正

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令

農産物検査法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「及び種子陸稲もちもみの別」を「、種子陸稲もちもみ及び飼料用もみの別」に、「及び醸造用玄米の別」を「、醸造用玄米及び飼料用玄米の別」に改める。

第十三条第一項中「又は寄附行為」を削り、同項第六号中「、住所及び生年月日」を「及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類」に改める。

第十四条に次の二項を加える。

2　農林水産大臣は、前項の規定により登録された者に対し、農産物検査員であることを示す別記様式第十九号による農産物検査員証を交付するものとする。

3　農産物検査員は、その業務を行うときは、前項の農産物検査員証を携帯し、必要に応じてこれを提示しなければならない。

第十七条中「生年月日」を「当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類」に改める。

第十九条第三号中「、住所及び生年月日」を「及び住所並びに当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類」に改める。

第二十五条中「別記様式第十九号」を「別記様式第二十号」に改める。

別表第一もみの項中「もみ」の下に「（飼料用もみを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

もみ（飼料用もみに限る。）	一　穀刺 二　カルトン 三　はかり 四　常圧加熱乾燥法使用機材等

別表第一玄米の項中「玄米」の下に「（飼料用玄米を除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

玄米（飼料用玄米に限る。）	一　穀刺 二　カルトン 三　はかり 四　常圧加熱乾燥法使用機材等

別記様式第十八号を次のように改める。

別記様式第十八号（第十四条関係）

検査機関登録台帳

登録番号		登録年月日	年　月　日	登録更新年月日及び変更登録年月日					
登録検査機関の名称				年　月　日	更新・変更	年　月　日	更新・変更	年　月　日	更新・変更
代表者氏名				年　月　日	更新・変更	年　月　日	更新・変更	年　月　日	更新・変更